

募集要項に対する質問回答（令和7年5月13日から令和7年6月10日までの受付分）

| No. | 募集要項の頁 | 項目                         | 質問内容                                                    | 回 答                                                                                                                                                                                   |
|-----|--------|----------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 1      | 1 安佐北多目的交流広場について           | 広場において、マルシェの開催予定はありますか。                                 | マルシェの開催は予定しています。<br>広場を管理する指定管理者が現時点において、マルシェの主な取扱品は農産物・加工品・手作り雑貨とすることを検討しています。<br>なお、マルシェの出店販売は1㎡単位で許可を受けることができます。<br>今後、多目的交流広場のホームページを作成し、情報を掲載していく予定です。                           |
| 2   | 3      | 2 店舗用施設〔出店募集対象施設〕の概要       | レイアウトイメージのような設備が整っていますか。                                | 出店者が使用を開始する時点で店舗用施設にある設備は照明設備、コンセント、エアコンです。<br>その他、必要な設備は出店者自ら設置いただく必要があります。                                                                                                          |
| 3   | 3      | 2 店舗用施設〔出店募集対象施設〕の概要       | 店舗内に客が入ることができますか。                                       | 店舗はカウンター対面式による窓口販売を想定して各種の基準を満たした設計となっており、一般客を店舗に入れることはできません。                                                                                                                         |
| 4   | 4      | 3 募集概要<br>(2) 申込区分別の募集内容   | 営業ができないとする日及び休業をすべきとする日はないとのことですが、営業日を日曜日だけとすることができますか。 | 営業日時は出店者が任意に設定できます。<br>なお、「年末年始を除く祝休日を営業日とするとともに、週5日、1日6時間以上運営することとしている計画を審査において評価します。」と明記しているとともに、評価基準に「広場の利便性と魅力向上に資する内容となっているか。」という評価項目を設けていますので、より多くの営業日を設定する計画の方が評価が高くなると考えられます。 |
| 5   | 4      | 3 募集概要<br>(2) 申込区分別の募集内容   | 営業ができないとする日及び休業をすべきとする日はないとのことですが、営業日を平日だけとすることができますか。  | (No.3と回答同じ)                                                                                                                                                                           |
| 6   | 4      | 3 募集概要<br>(2) 申込区分別の募集内容   | 使用可能期間は最長5年とされていますが、月単位で借りることが可能ですか。                    | 数か月間の使用を前提に使用許可を申請いただくことは可能ですが、退去時には原状回復していただく必要があります（協議によって、原状回復不要と判断された部分を除く。）。<br>また、運営開始に当たっては設備費用が生じることから、数か月間だけの運営では収支計画に無理が生じると考えられます。                                         |
| 7   | 5      | 4 申込みの要件<br>(3) 申込み内容に係る要件 | 出店を検討している業態について、要件を満たすのか申込以前に判断してもらうことは可能ですか。           | 申込み内容については、広場の利便性向上に資する内容であることや、魅力向上に資する内容であることなどを要件としており、業態だけをもって、募集要項に示す各要件を満たすかは判断できません。                                                                                           |